

2025年9月1日

保証人 各位  
在学生 各位

高等教育の修学支援新制度による授業料等減免方法の変更について（お知らせ）

「大学等における修学の支援に関する法律」の改正に伴い、2025年度より高等教育の修学支援新制度において多子世帯への支援拡充が行われるなど、修学に係る経済的な負担の軽減を図る取り組みが進んでいます。

当該制度の趣旨を踏まえ、本学では下記のとおり授業料等減免方法を変更し、2025年度後期学納金分から減免対象となる可能性のある学生に関しては、支援対象者として認定（継続の場合は支援区分の見直し）がされるまでの間授業料の納入を猶予することといたします。

年度途中での変更となりますが、上記趣旨ご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

**【従来の授業料等減免方法】**

納入期限までに一旦学納金を全額納入いただき、支援対象者として認定された後、区分に応じた減免額を指定口座へ還付

**【変更後の授業料等減免方法】**

支援対象者として認定された後（継続の場合は支援区分の見直しがされた後）、支援区分に応じた減免額を差し引いた金額の振込依頼書を送付（減免後の学納金を別に指定する期限までに納入）

※支援の対象とならなかった場合は全額納入となります。

●変更時期

2025年度後期学納金分より変更

※2025年度前期学納金（新1年生は入学金含む）分は従来通り、指定口座への還付となります。

●対象者

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免対象の学生

<お問合せ先>

■高等教育の修学支援新制度に関すること

群馬パース大学 学生支援センター TEL：027-388-0421

■学納金納入に関すること

群馬パース大学 学務部教務課 TEL：027-365-3366